

介護分野の人材確保・ 育成支援事業の概要

- 緊急人材育成・就職支援基金（基金訓練・実習型雇用等）・・・・・・・・・・ 1 P
 - ・基金訓練を活用してホームヘルパー2級を目指す場合・・・・・・・・・・ 2 P
- 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム・・・・・・・・・・ 3, 4 P

「緊急人材育成・就職支援基金」の事業実施状況

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業
事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主



【離職者等
(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

ハローワーク
ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し



1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

○ 緊急人材育成支援事業

職業訓練と訓練期間中の生活保障の実施
(単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)

事業開始： 7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始
7月29日 職業訓練順次開始

実績：【訓練】認定済み定員 41,643人、受講者(予定者含む) 28,823人
【給付】受給資格認定件数 9,894件 (12月8日現在)

2 中小企業等における雇用創出

○ 中小企業等雇用創出支援事業

実習型雇用・職場体験等を通じた雇入れの助成
(実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円など)
事業開始： 7月10日 (12月8日現在)
実績：受理求人数 25,181人、登録求職者数 37,980人、開始者数 5,483人

3 長期失業者等の再就職支援

○ 長期失業者等支援事業

長期失業者及び就職活動困難者に対する再就職支援、住居・生活支援
事業開始： 8月17日
実績：開始者数3,054人 (12月8日現在)

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

緊急人材育成・就職支援基金

緊急人材育成支援事業(基金訓練)を活用して ホームヘルパー2級等の養成を目指す場合

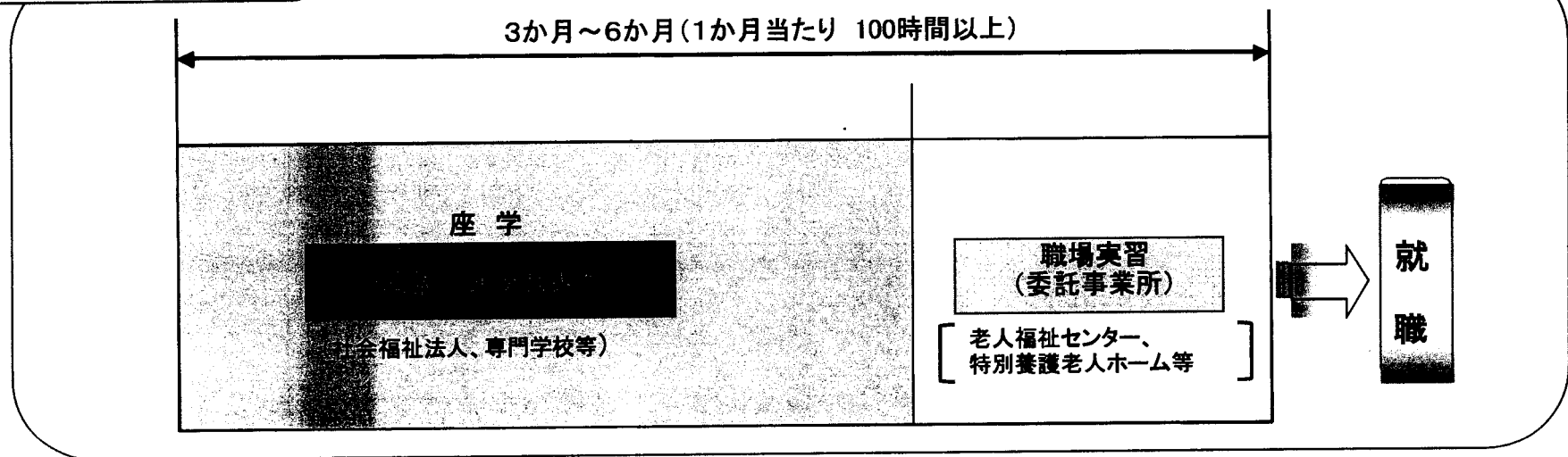
1. 事業の目的

雇用失業情勢の悪化が今後も予想される中で、雇用保険を受給できない者（非正規労働者等）等を対象に、新たなセーフティネットとして、職業訓練を実施し、就労へと繋げる。

2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 3か月～6か月
- ② 対象者 : 雇用保険を受給できない者等
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料（ただし、テキスト代等は自己負担）
- ⑤ 訓練内容 : 養成機関における座学による十分な知識と介護施設における職場体験による経験によりヘルパー2級等の取得を目指す。

3. 実施イメージ



「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

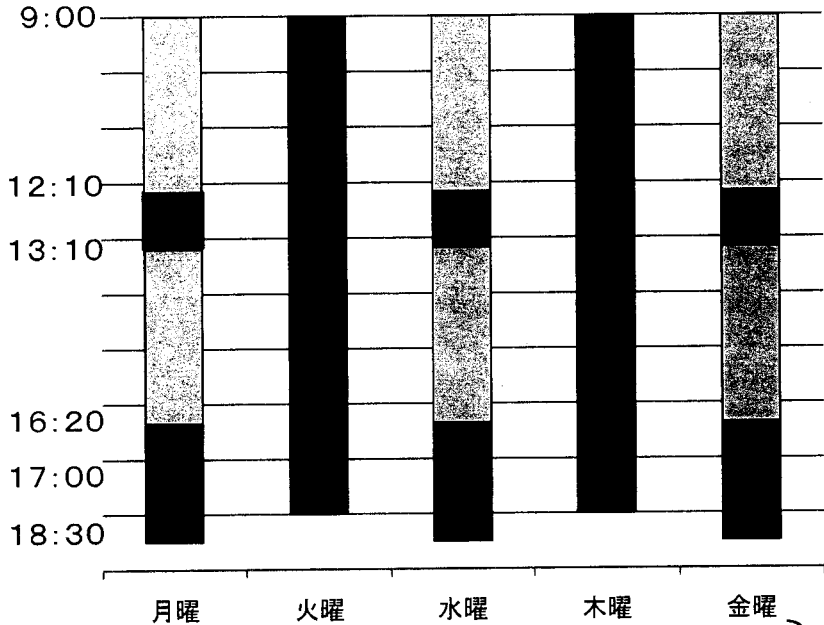
介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講費用 等

介護施設

〔障害福祉関係施設も含まます〕

- 通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 休講日及び受講終了後：一般職員と同様のシフトで勤務可能

○ 講座受講中の週間スケジュール (例)



ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、給料を得ながら無料でホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
・週1回通学、4ヶ月程度
・週3回通学、3ヶ月程度
・週5回通学、2ヶ月程度等、様々な講座が開講されている。

養成機関における講義及び実習
 昼休み
 養成機関から施設への移動時間
 介護施設における介護労働
 ※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



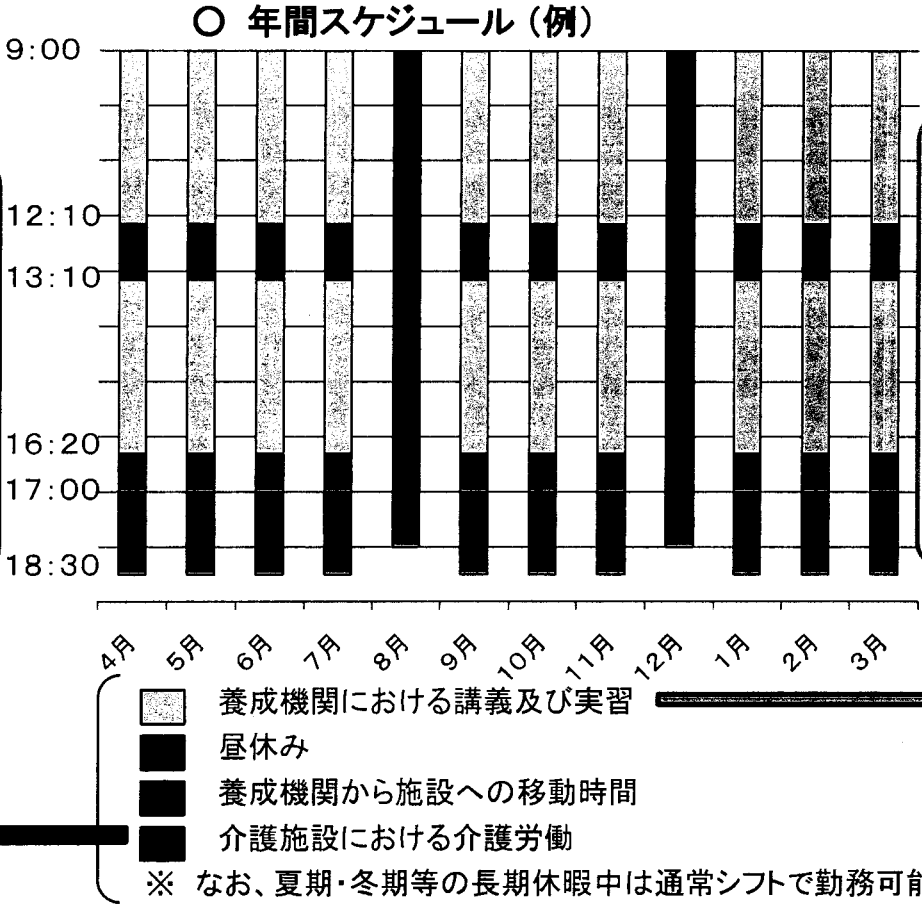
※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講料 等



〔障害福祉関係施設も含まます〕

- 通常通学時：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能



介護福祉士養成機関

- 雇用契約期間内に、給料を得ながら無料で、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。
- 2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。